



平成 18 年 7 月 19 日

金融庁
監督局総務課 御中

在日米国商工会議所 (ACCJ)
金融サービス委員会
東京都港区麻布台 2-4-5 メソニック森ビル 10 階

金融コングロマリット監督指針の一部改正（案）に関する意見

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、平成 18 年 6 月 19 日付で公表された「金融コングロマリット監督指針の一部改正（案）」に関しまして、以下の通り意見を提出いたします。今後の検討におかれまして配慮を賜りますようお願いいたします。

謹白

6月19日に公表された「金融コングロマリット監督指針の一部改正(案)」は、より具体的に監督上の着眼点が明確化されており、ACCJはこれを歓迎いたします。

金融コングロマリット監督指針は、銀行法・保険業法に定められた銀行持株会社や保険持株会社を含む「金融持株会社グループ」を対象としています。移行期間中の日本郵政株式会社は郵便貯金銀行および郵便保険会社の株式を保有しており、実質的には金融コングロマリットを形成することになるため、金融コングロマリット監督指針の対象となるべきですが、郵政民営化法は移行期間中の特例として、日本郵政株式会社は銀行法や保険業法の適用を一部受けない

(郵政民営化法第64、67条)と定めています。仮に、今回の監督指針が日本郵政株式会社に適用されない場合は、民間金融機関との対等な競争条件が確保されない、即ちイコール・フットィングが達成されないことになり、郵政民営化法案が掲げる「公正かつ自由な競争を促進」という基本理念とも相反します。金融改革における競争環境のイコール・フットィングあるいは同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために、ACCJは、日本郵政株式会社を今回の監督指針の対象とする、もしくはそれが実現できない場合は、民営化移行期間中の郵便貯金銀行および郵便保険会社の業務拡大を一切認めないよう要請します。

以上